

野田市選挙管理委員会告示第1号

千葉県知事の任期が令和3年4月4日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和3年1月25日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲一

登録の移替えを延期する期間

令和3年2月13日から令和3年3月21日まで